

食品衛生法改正により新たに営業許可を取得する  
「水産製品製造業」及び「液卵製造業」の事業者の方へ

## 営業許可取得に必要な施設整備等を支援します (熊本県水産製品製造業等緊急支援事業)

食品衛生法の改正に伴い、新たに営業許可の取得が必要となった  
「水産製品製造業」または「液卵製造業」の事業者が行う許可取得  
のために必要な施設整備等を支援します！

### 補助対象要件

- 1 本補助金交付申請時において、**熊本県内に事業所を有する事業者**であること。
- 2 **食品衛生法改正に係る「水産製品製造業」または「液卵製造業」の営業許可を新たに取得する事業者**であること。
- 3 **新型コロナウイルス感染拡大以前と比較して、合計売上高又は合計売上総利益が5%以上減少していることが認められること。**

※事前に商工会、商工会議所、漁協等の団体を通じて事業実施計画書を提出していただく必要があります。

### 【補助率等】

補助率 補助対象経費の2分の1以内

補助額 25万円～500万円(事業費50万円未満は補助対象外)

### 【補助対象経費】

補助対象期間中(**令和4年4月1日から令和6年3月8日まで**)に、新たに営業許可を取得するために必要な施設整備・機械購入を実施したこと等に要する費用

### 補助対象経費の例

施設整備費(外壁・隔壁・手洗い設備等)、機械設備費(海水殺菌装置等)  
専門家への相談経費(本事業に係る専門家相談費用に限る)

※補助金を申請するにあたっては、事前に施設を管轄する保健所に相談・確認等を行い、チェックリストを作成する必要があります。

### 【募集期間・申請方法・申請書類等】

各市町村で受付をします。市町村の予算が確保でき次第、受付開始しますので詳しくは各市町村にお尋ねください。

※ その他詳細は熊本県水産製品製造業等緊急支援事業ホームページを御確認ください。



お問合せ 熊本県農林水産部流通アグリビジネス課  
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
電話番号 096-333-2470(受付時間 8:30～17:15)